

序章

七尾市都市マスタープランとは

1. 都市マスタープランの役割
2. 都市マスタープランの位置づけ
3. 都市マスタープランの策定内容

1. 都市マスタープランの役割

七尾市都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、第1次七尾市総合計画などを踏まえて、七尾市における都市の将来像や土地利用などの基本方向を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、市における都市づくりの総合的な指針となります。

七尾市都市マスタープランが有する役割は、以下のとおりです。

①実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

- ・これからの七尾市の都市づくりについて、市民にわかりやすい表現で、実現すべき具体的な都市の将来像や都市づくりの方針、地域別まちづくりの方針を明らかにします。

②具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

- ・土地利用、都市施設、市街地開発事業、都市環境などの具体的な個別の都市計画を決定・変更する際の指針となるものです。

③個別の都市計画相互の調整を図る

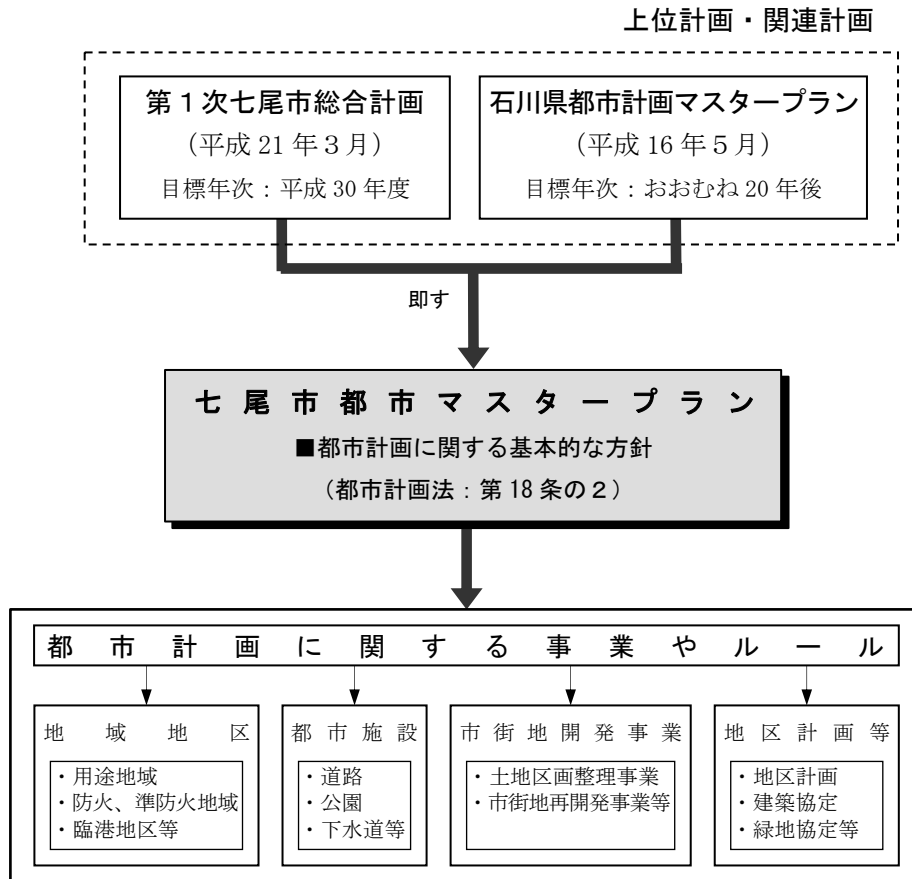
- ・具体的な個別の都市計画について相互の調整を図ります。

④市民や事業者の理解、具体的な都市計画の合意形成を図る

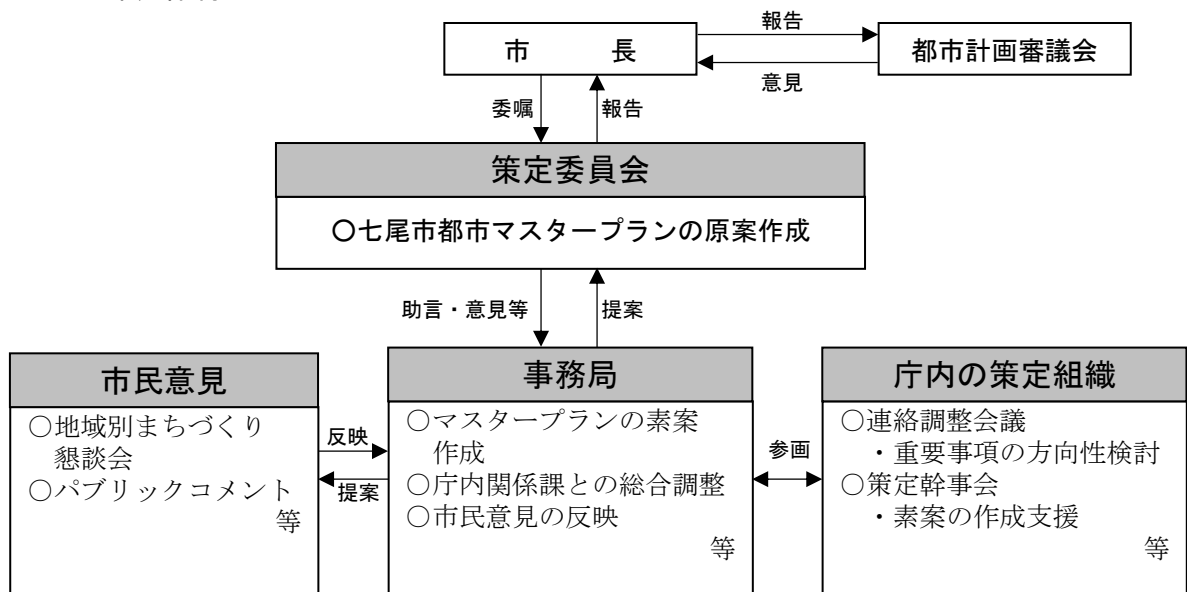
- ・都市づくりや地域づくりの将来像を、市民、事業者、行政が共通の目標として共有することにより、市民、事業者の都市計画に対する理解を深め、各種の都市計画関連施策への合意形成や参加を容易にします。

2. 都市マスタープランの位置づけ

七尾市都市マスタープランは、「第1次七尾市総合計画」などの上位計画に即して定めるものです。



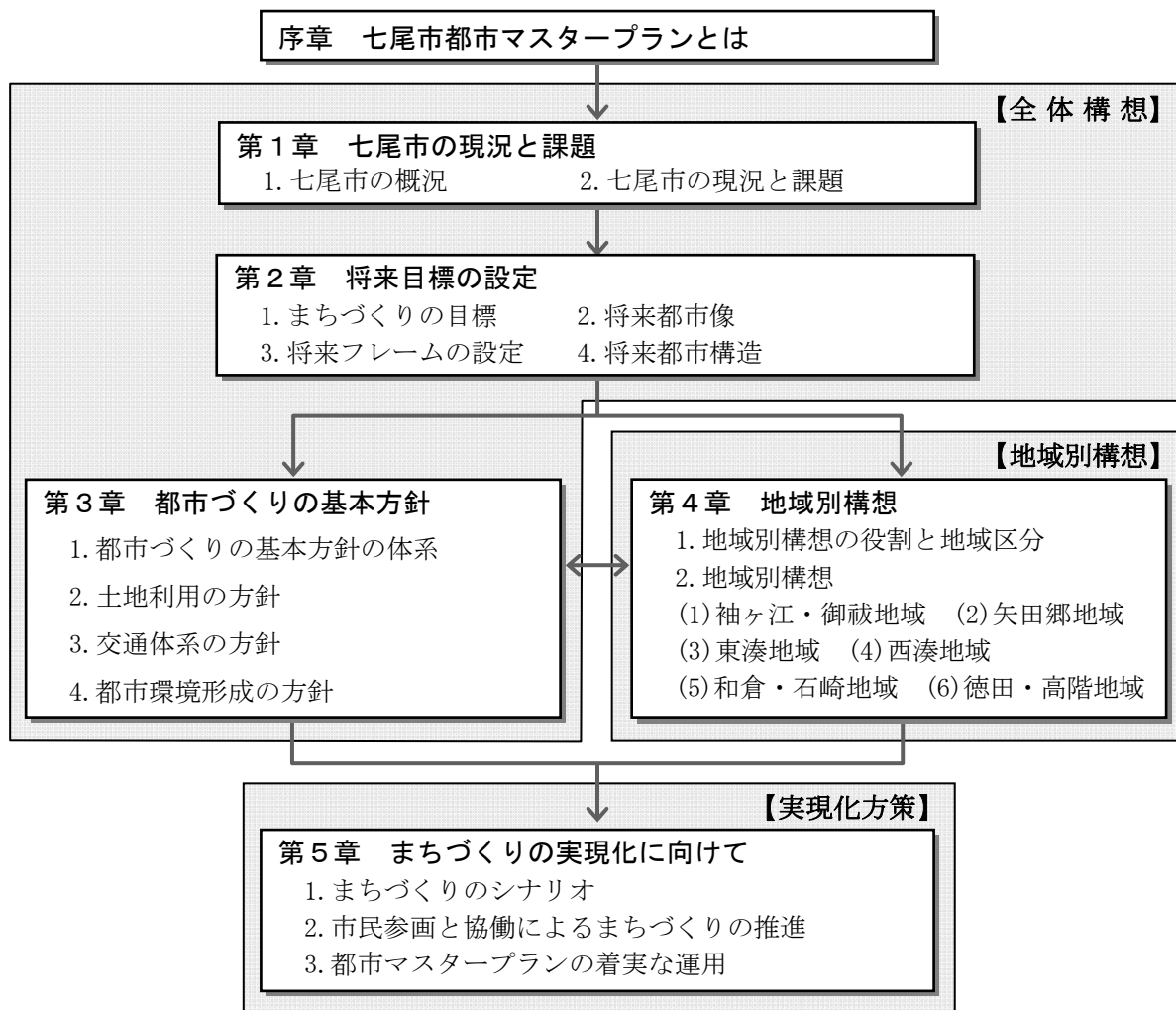
<策定体制>



3. 都市マスタープランの策定内容

(1) 計画の構成

本計画は、全市的な視点でまちづくりの方針を示した「全体構想」と、全体構想を踏まえてそれぞれの地域でまちづくりを実践する上での指針となるまちづくりの方針を示した「地域別構想」、まちづくりの実現に向けた基本的な考え方を示した「実現化方策」の3項目で構成しています。



■七尾市都市マスタープランの構成

(2) 計画の基本的事項

①対象区域

本計画の対象区域は、現在の都市計画区域を基本としておりますが、広域的な交通や自然環境と都市環境のあり方の検討など、広域的な視点での検討が必要な点については、行政区域全域を対象としております。

②目標年次

本計画では、長期的な視点に立ったまちづくりの方針を設定しており、概ね 20 年後の平成 40 年を目標年次とします。また、第 1 次七尾市総合計画の目標年次である平成 30 年を中間年次として定めます。